

農用地土壤汚染対策地域（亀岡市）指定解除  
説 明 資 料

平成 2 5 年 1 1 月  
農 林 水 産 部

## 農用地土壤汚染対策地域（亀岡市）の指定解除について

### 1. 対策地域の指定解除

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定した、カドミウムによる農用地土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）について、法第4条第1項の規定に基づき指定を解除する。

#### 1 解除区域

(1) 所在地 亀岡市葎田野町、吉川町、大井町のうち、別添農用地土壤汚染対策地域位置図の斜線で囲んだ部分に該当する地域

(2) 面積	地区名	面積
	葎田野町・吉川町	41.99ha
	大井町	2.24ha
	計	44.23ha

#### 2 法的根拠

(法第4条第1項)

都道府県知事は、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

### 2. 解除までの経緯

#### 1 汚染問題

昭和46年、タングステンを採掘していた栗村工業所大谷事業所（通称大谷鉱山）の下流域で生産された昭和45年産米を調査した結果、カドミウムの量が1mg/kg以上の産米が検出された。

#### 2 汚染経路

葎田野町・吉川町においては、昭和25年までは坑内排水が農業用水路を通じて灌漑用水として用いられてきたことにより、カドミウムが流入蓄積した。

大井町においては、汚染経路は明確に特定できないが、昭和20～30年代に発生した洪水に伴い、部分的に底質の流入があったものと推測される。

#### 3 汚染の進行状況

京都府、亀岡市及び企業による汚染防止対策の結果、汚染の進行は完全に停止している。

#### 4 対策地域の指定

昭和46年から47年にかけて土壤及び産米の調査を行い、昭和62年に一部地域で土壤及び産米の細密調査を行うとともに、水質・底質・下層土の調査を行い、指定地域の範囲を確定した。

京都府公害対策審議会の答申を得て、昭和63年4月25日、法第3条第1項の規定により、葎田野町・吉川町地区及び大井町地区44.23haを指定した。

## 5 対策計画の策定

京都府公害対策審議会の答申を得て、平成2年1月17日付けで農林水産大臣及び環境庁長官から承認を受け、蕨田野町・吉川町について法第5条第1項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策計画を定めた。

なお、大井町については宅地化が見込まれることから対策計画は策定せず、湛水管理等によるカドミウムの吸収抑制対策を行うこととした。

## 6 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画に基づき、公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）を実施した。

- (1) 事業費 3,055,393千円
- (2) 事業実施者 京都府
- (3) 事業期間 平成元年度～平成16年度
- (4) 主な事業内容 客土工事 (39.5ha)

## 7 事業実施後のカドミウム調査の実施

公特事業の効果を確認するため、法第11条の2第1項の規定に基づく監視のため、地区内に観測点を2点設置し、「対策地域調査」を実施した。

- (1) 調査年度 平成16年度～平成18年度（3か年）
- (2) 調査地点 [観測点1] 京都府亀岡市蕨田野町鹿谷  
※対策地域の西端に位置し、対策地域内では汚染源に最も近い場所に位置する  
[観測点2] 京都府亀岡市蕨田野町太田  
※対策地域の中央部、北端に位置する
- (3) 調査実施者 京都府
- (4) 調査内容 ①土 壌 カドミウム量  
②玄 米 カドミウム量  
③農業用水 カドミウム量

### ①土壌のカドミウム量 (mg/kg)

調査地点	項目	表層 (0～15cm)				下層 (15～30cm)			
		作付区		作付無区		作付区		作付無区	
		作付前	収穫時	作付前	収穫時	作付前	収穫時	作付前	収穫時
観測点1	平成16年度	0.15	0.14	0.17	0.16	0.16	0.14	0.16	0.15
	平成17年度	0.16	0.16	0.13	0.13	0.12	0.13	0.10	0.11
	平成18年度	0.13	0.13	0.09	0.12	0.10	0.11	0.08	0.12
観測点2	平成16年度	0.18	0.13	0.22	0.19	0.18	0.19	0.17	0.24
	平成17年度	0.17	0.18	0.13	0.16	0.23	0.18	0.14	0.16
	平成18年度	0.20	0.18	0.11	0.12	0.25	0.18	0.10	0.13

②玄米のカドミウム量 (mg/kg)

調査地点	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
観測点1		0.03	0.04	0.04
観測点2		0.07	0.04	0.08

③農業用水のカドミウム量 (mg/l)

調査地点		調査月	5月	6月	7月	8月	9月
観測点1	平成16年度		0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	平成17年度		0.002	0.001	0.003	0.003	採取不可
	平成18年度		0.002	0.002	0.004	0.004	0.003
観測点2	平成16年度		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	平成17年度		0.001	0.001	0.000	0.001	0.000
	平成18年度		0.001	0.001	0.000	0.000	0.000

3. 解除理由

- (1) 蕨田野町・吉川町 41.99ha については、汚染を解消するための公特事業を実施し、3か年の「対策地域調査」でも問題となる数値は認められなかった。
- (2) 大井町2.24haについては、土地区画整理事業に伴う土砂の搬入により、平成25年に農用地としての機能を失った。

以上の結果から指定要件<sup>\*1</sup>は解消しており、蕨田野町、吉川町、大井町 44.23ha について法第4条第1項の規定により事実の変更があったため、指定解除を行う。

---

\*1指定要件 米に含まれるカドミウムの量が 0.4mg/kg を超えると認められる地域又はそのおそれが著しい地域に該当すること  
平成23年に食品衛生法に基づく米中のカドミウムの規格基準が 1mg/kg 未満から 0.4mg/kg 以下に改正されたことに伴い、農用地土壌汚染防止法に基づく指定要件も 1mg/kg 以上から 0.4mg/kg 超に改正された